

第4回東京2020オリンピック・パラリンピック
競技大会都立競技施設における
アクセシビリティ・ワークショップ議事録

日 時：平成29年5月24日（水）午後3時30分

会 場：都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

午後3時30分開会

○上山事業調整担当課長 それでは、定刻になりましたので、これから「第4回東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会都立競技施設におけるアクセシビリティ・ワークショップ」を開催させていただきます。

私は、本日進行を務めます、事務局のオリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部事業調整担当課長の上山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

以後、座らせていただきます。

最初にお手元の配布資料の確認をさせていただきます。最初に本日のワークショップの次第、その次に出席者名簿、座席表。資料1としまして、ワークショップの実施スケジュール、A3の紙でございます。資料2-1「既存施設のアクセシビリティ改修について」という題名がついている資料以降が施設の資料でございます。不足のものがございましたら事務局にお申し付けいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

本ワークショップでございますが、皆様から忌憚のない御意見をいただくため、本日は冒頭の委員長挨拶のみ公開とさせていただきます。以降は非公開とさせていただきます。

また、本日の会議資料、議事録及び議事概要につきましては後日ホームページで公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、本日御出席いただいている委員の皆様につきましては、時間の関係から、お手元に配布しております出席者名簿をもって御紹介にかえさせていただきますので、御了承ください。

それでは、議事に入ります前に、本ワークショップの委員長から委員の皆様へ一言御挨拶させていただきます。

萱場委員長、よろしくお願いいたします。

○萱場委員長 委員の皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。過去3回に続きまして、今回も僭越ながら本ワークショップの委員長を務めさせていただきます。東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部長の萱場でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

以後、座らせていただきます。

さて、本ワークショップは、都が整備する11の大会競技施設について、本年3月に全編が公表されましたTokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを適切に反映していくことに加えて、2020年大会後も都民のレガシーとして長く残る施設の恒設部分

のアクセシビリティの確保、つまり都民のどなたにとっても使い勝手のよい施設になることを目指して、委員の皆様から御意見をお伺いし、今後の設計や工事に生かしていくことを目的としております。委員の皆様の御協力を賜り、これまでに3回のワークショップを開催し、利用者の目線に立った数々の貴重な御意見を頂戴してまいりました。これまでのワークショップでは新規の施設を取り上げてまいりました。

そして、本日のワークショップでは、既存施設4施設について、改修の方針や設計などの状況を御説明させていただき、御意見を頂戴したいと考えております。既存施設につきましては、言うまでもなく、もともとの構造や広さなどの制約があり、ガイドラインの標準基準を満たすための改修がなかなか難しい場合もございます。もろもろの制約がある中でより使い勝手のよい施設にするためにはどうすればよいか、委員の皆様のお知恵をおかりしたいと存じます。これはとりもなおさず東京都内に今存在する膨大な数の建築物の今後を考える際の貴重な先事例になると考えております。

本日も長丁場になりますが、御指導、御協力をお願い申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○上山事業調整担当課長 萱場委員長、ありがとうございました。

それでは、冒頭で申し上げましたとおり、これ以降は非公開とさせていただきます。

では、早速でございますが、議事を進めてまいります。

本日は、各施設の意見交換に入ります前に、まず本ワークショップの実施スケジュールについて説明させていただきます。その後、基本設計等の状況説明、意見交換に移りますが、既存施設のアクセシビリティ改修の共通の考え方及び個別の施設に関して最初にまとめて御説明した後、御意見をいただくという進行にさせていただきます。円滑な進行のため、18時までの長丁場となり、恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

○萱場委員長 では、これから先の理事の進行は私がお預かりさせていただきます。

最初に本ワークショップの実施スケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○上山事業調整担当課長 それでは、事務局から、お手元の資料1「アクセシビリティ・ワークショップ実施スケジュール（予定）」につきまして御説明させていただきます。

平成28年3月の第1回開催以降、28年7月に第2回、29年3月に第3回のワークショップを開催しまして、1～7の会場について意見交換を実施いたしました。本日は、

8～11の会場について御説明を行いまして、意見を頂戴してまいります。

8の武蔵野の森総合スポーツプラザについてですが、こちらは2020年東京大会招致決定前から設計を行いまして、新築工事を実施してまいりましたが、大会会場に決まって以降は、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン適用に向けてもさらに対応等を検討してきました。29年11月の施設のオープンに向けまして、本年6月よりアクセシビリティ対応工事を開始する予定で、本日はその実施設計の内容について御説明いたしますが、実施設計から工事までの期間が短いため、いただいた意見を工事に反映することが困難な状況となっております。御意見につきましては、開館後の施設運営や大会時の仮設の対応、今後の大規模改修等において参考とさせていただきたいと考えておりますので、御了承願います。

9～11の会場につきましては、本日、基本設計の内容について説明を行いまして、意見を伺ってまいります。次回は設計の進捗によって前後する可能性がございますが、夏ごろに本日いただいた御意見を踏まえた実施設計の状況を御説明するワークショップを開催したいと考えております。

既存会場は、実施設計に反映できる期間が短いため、可能な限り本日さまざまな意見を頂戴したいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○萱場委員長 ありがとうございます。

それでは、これから既存施設のアクセシビリティ改修の共通の考え方及び個別の施設に関して、まとめて御説明させていただきます。その後、委員の方々から御意見、御質問をいただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

では、担当から説明をお願いいたします。

○岩田委員 担当の岩田です。よろしく願いいたします。

それでは、既存施設のアクセシビリティ改修について説明します。初めに既存施設の共通の改修方針、次に施設ごとの主な改修内容を説明します。

1ページをご覧ください。

アクセシビリティ・ガイドラインでは、新規会場は可能な限り「推奨基準」、既存会場は可能な限り「標準基準」の実現を目指すと規定されています。

都立の既存スポーツ施設においては、ガイドラインを踏まえ、できる限り推奨基準の実現を目指し改修内容を検討してまいります。ただし、既存の建物でございますので、壁や

柱を壊さないと通路が広げられないなど、建て替えない限りできないこともありますので、御理解ください。

2ページをご覧ください。既存施設においてどのように改修内容を検討したのか説明します。

まず施設全体にわたってガイドラインの適合状況を調査しました。

次に、判明した不具合箇所について改修可能か検討しました。

そして、改修可能なものについて設計を進めています。

また、スタッフによる対応など運営面での措置が必要なものについては、その旨を施設管理者に周知し、適切な施設運営を依頼します。

オリンピック・パラリンピックで通常の大会利用とは異なる形で施設利用する際には、適合状況の調査結果をもとに、必要に応じて仮設などの対応をしてもらうことを考えています。

3ページをご覧ください。ここからは主な改修方針を説明します。

車いす使用者用のスペース、同伴者用の座席については、ガイドラインのパラリンピック大会会場の基準である総座席数の1%を確保することを目指し、1%確保が困難な場合には0.5%を確保します。また、前の席の人が立ち上がった場合でも観戦することができるよう視界を確保します。座席のしつらえについては、同伴者席が不要な場合、車いす席をふやすなど、柔軟な使い方ができるよう、取り外し可能な座席を設置します。

4ページをご覧ください。今回の改修で全ての施設に補助犬ユーザーなど座席の前や横に広いスペースを必要とする方たちのために付加アメニティ座席を設置します。設置に当たっては、車いす席と同様に、運用に応じていすを追加設置し、一般席としても使えるようにします。

5ページをご覧ください。トイレの改修については、ガイドラインを踏まえ、車いす対応トイレの増設を検討します。また、車いす対応トイレの利用集中を避けるため、オストメイト洗浄装置やベビーベッドなど、機能を男子トイレや女子トイレにも分散して設置します。

6ページをご覧ください。手すりについては、可能な限り階段の両側に設置します。また、危険防止のため、階段昇降口に点状ブロックを設置します。

7ページをご覧ください。エレベーター改修の考え方です。車いす席への動線上で高低差を解消する手段が十分でない場合や高低差が大きい箇所について、エレベーターの増設

を検討します。また、既存のエレベーターについては、壁や柱に囲まれており、かごを大きくすることは困難ですが、モニター設置や点字表示など、聴覚障害や視覚障害などへの対応を検討します。

8ページをご覧ください。施設改修概要を一覧表にしたものです。施設ごとに現状と改修案を並べています。

改修によって車いす席1%を満たせるのは、東京体育館、東京辰巳国際水泳場、武蔵野の森総合スポーツプラザです。

車いす対応トイレを増設できるのは、東京辰巳国際水泳場と東京スタジアムです。

また、エレベーターを新設するのは、東京体育館、東京辰巳国際水泳場、東京スタジアムで、いずれもエレベーターの大きさは推奨基準を満たします。

なお、冒頭で説明したとおり、これらの改修は大会後も見据えた改修内容であり、ガイドラインの水準を満たしていない部分については、大会時には仮設や人的サポートにより水準を満たすように今後検討していきます。

9ページをご覧ください。これまでのワークショップは主に新設会場について議題としてきましたが、その中で皆さんからいただいた主な意見について、既存会場ではどう対応するのか、その状況を表にしたものです。各項目の内容については後ほど御確認いただきたいと考えていますので、本日は抜粋して対応状況を説明します。

1「トイレ」についてですが、トイレの機能分散については、男女共用の車いす対応トイレ以外に、男子トイレ、女子トイレにオストメイト洗浄装置、ベビーベッド等の機能を分散します。車いすスペースのない男女共用トイレについては、スペースの確保ができませんので、設置は困難です。

2「観客席」についてですが、車いす席の電動車いす用充電コンセントは設置を検討中です。観客通路の手がかりについては、武蔵野の森については、検討の結果、片側だけなら設置可能でしたので、片側に手がかりを設置します。その他の施設は、新たな設置は構造的に困難です。

10ページをご覧ください。3「情報保障」についてですが、音声案内設備については、設置可能な箇所を検討中です。集団補聴設備については、東京スタジアムと武蔵野の森には適切な場所に設置されています。設置されていない東京体育館と東京辰巳国際水泳場については、自由な席の選択ができるよう、機器貸し出しによる対応を検討していきます。

4「その他」についてですが、救護室については、スペースが確保できないため、専用

の部屋として新たに設置することは困難です。ただし、どの施設にも医務室や休憩室があり、イベント開催時に救護室として使われている会議室などもあります。看護師の配置についてはイベント主催者が行っていると聞いております。

以上が各施設共通の改修方針などの説明になります。

続いて、施設ごとの改修内容について説明します。

それでは、東京体育館について。

本日は、限られた時間の中での説明となりますので、各施設とも主だった部分のみの説明となります。あらかじめ御承知置きください。

東京体育館は、JR千駄ヶ谷駅の南側に位置しています。主な観客は、このJR千駄ヶ谷駅と大江戸線国立競技場駅から敷地の北西側に入り、メインアリーナ正面玄関にアクセスします。

東京体育館は、メインアリーナ、サブアリーナ、25m・50mプール、トレーニングジムから成る体育施設です。オリンピック・パラリンピックの卓球会場となっています。

東京体育館の主な改修項目は、車いす使用者スペースのサイトライン確保、同伴者用座席の設置、付加アメニティ座席の設置、手すりの改修、点状ブロックの設置、エレベーター棟を新設、区画された観覧席の設置、サイン改修、車いす競技の選手用にサブアリーナ更衣室を改修、西側広場にスロープを設置、既存スロープの勾配を緩くする改修となっています。

続いて、図面で説明します。

広場や新国立競技場へつながるペDESTリアンデッキでは、スロープ設置、舗装の改修などを検討しています。

7ページです。メインアリーナの地下1階、アリーナに面したフロアでは、選手などが使用するトイレについて、機能分散を含めた改修を検討しています。また、選手が使用するエレベーターについては20人乗りのエレベーターに更新するとともに、ガイドラインに基づく改修を検討しています。

観客エリアでは、車いす使用者用スペース、同伴者用座席、付加アメニティ座席、区画された観客席の設置を検討しています。また、このフロアに外からアクセスできるように、建物の外に24人乗り貫通型エレベーターを新設することを検討しています。

14ページ、サブアリーナ地下2階の選手エリアでは、更衣室の改修を検討しています。メインアリーナの更衣室は階段でしかアクセスできないため、サブアリーナの更衣室を車

いす競技の選手が使用する更衣室とすることを考えています。メインアリーナへはエレベーターでアクセスできます。

以上が東京体育館の主な改修内容です。

続いて、東京辰巳国際水泳場の改修内容について説明します。

辰巳国際水泳場は、江東区に位置する都立の水泳場で、主な観客は、最寄り駅の有楽町線辰巳駅から緑道公園を歩いてアクセスします。

2 ページ。東京辰巳国際水泳場は、メインプールのほかにサブプール、ダイビングプールを備えており、さまざまな大会に利用されています。オリンピックでは水球会場になります。

3 ページ。東京辰巳国際水泳場の主な改修内容は、車いす使用者スペースの増設、同伴者用座席の設置、付加アメニティ座席の設置、トイレ改修、手すり改修、点状ブロックの設置、エレベーター棟の新設、サイン改修です。

4 ページ。それでは、主な改修箇所を図面で説明します。

まず外構です。駅から観客が歩いてくる緑道公園につながるペDESTリアンデッキに24人乗りの貫通型エレベーターを新設することを検討しています。

5 ページです。地下1階の選手が使用するエリアでは、シャワー室やトイレの改修を検討しています。また、選手召集室など、改修可能な扉は引き戸に改修することを検討しています。

8 ページです。2階の観客エリアでは、車いす席や同伴者用座席の設置、利用頻度の低い売店を授乳室や車いす対応トイレに改修することを検討しています。

以上が辰巳国際水泳場で検討している内容です。

東京スタジアムです。

1 ページ。東京スタジアムは調布市にあるスタジアムで、主な観客は、京王線飛田給駅から甲州街道にあるペDESTリアンデッキを歩いてスタジアムにアクセスします。

2 ページ。東京スタジアムは、都内有数の大規模競技場で、オリンピックではサッカー、近代五種、ラグビーの会場となっており、2019年のラグビーワールドカップの会場にもなっております。

3 ページです。東京スタジアムの主な改修内容は、車いす使用者スペースのサイトライン確保、同伴者用座席の設置、付加アメニティ座席の設置、トイレ改修、手すりの改修、点状ブロックの設置、エレベーター棟の新設、区画された観客席の設置、サイン改修とな

っています。

続いて、図面で説明します。

5 ページ。地下1階の選手エリアでは、シャワー室やトイレの改修、スロープに手すりを設置することなどを検討しています。

7 ページです。東京スタジアムのアジパンダ広場に面した場所に地上と3階観客コンコースをつなぐエレベーターを新設することを検討しています。エレベーターのサイズは30人乗り、かご内で転回する必要のない貫通型のエレベーターを想定しています。

10 ページです。2階の観客用トイレについては階段でしかアクセスできないため、男子トイレや女子トイレの便房を改修し、手すりやオストメイト洗浄装置など、個別機能を備えた便房を設置することを検討しています。

13 ページです。3階の観客エリアでは、コンコースから入ってすぐの段差のないスペースに車いす使用者用スペースと同伴者用座席、付加アメニティ席の設置を検討しています。また、3階コンコースにある倉庫を改修して車いす対応便房を設置することも検討しています。

14 ページです。東京スタジアムの西側、スタジアム通りに面した場所にも地上と3階コンコースをつなぐエレベーターを新設することを検討しています。こちらも30人乗り貫通型のエレベーターです。

16 ページです。5階観客席には、乳幼児連れ、知的障害、発達障害、精神障害を含む障害者等の利用者が周囲に気兼ねなく観覧できる区画された観客席を設けることを検討しています。

以上が東京スタジアムで検討している内容です。

最後に、武蔵野の森総合スポーツプラザです。

1 ページ。武蔵野の森総合スポーツプラザは、東京スタジアムの通りを挟んだ西隣に新しく建てられた総合スポーツ施設です。主な観客は、東京スタジアムと同様、京王線飛田給駅から甲州街道上のペDESTリアンデッキを歩いてアクセスします。ペDESTリアンデッキと建物の屋上部分がつながっていて、メインアリーナの観客エリアにそのままアクセスできるようになっています。

2 ページです。武蔵野の森総合スポーツプラザは、メインアリーナのほか、サブアリーナ、50mプール、トレーニング室を備えており、オリンピックでは近代五種のフェンシング、パラリンピックでは車いすバスケットボールが行われる予定です。

3 ページです。武蔵野の森総合スポーツプラザの主な改修項目は、車いす使用者用スペースのサイトライン確保、同伴者用座席の設置、付加アメニティ座席の設置、トイレ改修、手すり改修、点状ブロック設置、エレベーター改修、区画された観覧席の設置、サイン改修です。

続いて、図面で説明します。

4 ページです。まず1階の選手エリアですが、こちらのエリアでは、不足している箇所を手すりを設置し、またサインを見やすくする改修を行います。

5 ページです。1階の観客エリアでは、階段の段鼻にコントラストをつけることによって段を見やすくし、階段昇降口に点状ブロックを設置します。また、トイレには手すりやベビーチェア、ハンドドライヤーを設置します。

7 ページです。3階の観客席では、前の人が立ち上がっても観戦できるよう、視界を確保した車いす使用者用スペースを設置し、あわせて同伴者用座席も設置します。また、観客席通路の階段部分には手がかりを設置し、降り口には点状ブロックを設置します。さらに、観客席には、乳幼児連れ、知的障害、発達障害、精神障害を含む障害者等の利用者が周囲に気兼ねなく観覧できる区画された観覧席を設けます。

以上が武蔵野の森総合スポーツプラザの説明です。

説明は以上になります。

○萱場委員長 ありがとうございます。

それぞれの施設について、主な改修ポイント中心の説明でしたが、施工部署から何か補足の説明とかはありますか。——よろしいですか。

それでは、ただいま説明がありました内容につきましての意見交換に移りたいと思います。

進行については事務局にお願いしたいと思います。

○上山事業調整担当課長 それでは、意見交換を開始いたします。

説明は全ての内容をまとめてさせていただきましたけれども、御意見につきましては共通編と各個別施設で時間を区切ってお伺いさせていただきたいと思います。

なお、本ワークショップでは、皆様の御意見を今後の設計に反映することを検討してまいりたいので、主に恒設のハード整備に関する内容について御意見を頂戴できればと思っております。運営等に関する意見につきましてもさまざまおありかと思いますが、時間の制約があることから、なるべく御遠慮いただきますよう、御理解のほどよろしくお願ひい

たします。

それでは、まず初めに共通編に関する御意見を伺いたいと思います。

御意見、御質問のある方は、挙手をしていただき、その後御発言をいただくようお願いいたします。

川内委員、お願いします。

○川内委員 東洋大学の川内です。

2点あります。

1点は、共通編の2ページの一番下に「仮設などの対応をしてもらおう」と書いてありますが、誰に対応してもらおうのかということをお教えてください。

もう一点は、9ページの表ですけれども、車いすスペースを有しない男女共用トイレはどこも設置困難ということで、きょうの御説明で、設置困難というか、恒設の部分でできない場合は仮設でお願いするというお話があったと思います。この車いすスペースを有しない男女共用トイレについてもどの競技場も設置困難ですけれども、これは仮設で対応というお考えなんでしょうか。

以上2点、お願いします。

○岩田委員 1点目の仮設対応ですが、T o k y o 2 0 2 0大会に関しましては、オリンピック・パラリンピック大会組織委員会を想定して記述しております。

それから、男女トイレについては、設置困難の理由はいろいろあるとは思いますが、建築基準法によるものなので、仮設対応ができるものなら検討したいと思いますが、できるかどうかということも含めて、これから組織委員会と検討してまいりたいと思います。

○川内委員 ありがとうございます。

確認ですが、基本的には組織委員会に仮設をお願いするときに、男女共用トイレをつくるように検討してくださいと、基本的にはつくるようにお願いするということですね。

○岩田委員 組織委員会も自発的に取り組んでおりますので僭越なことは言えないのですが、けれども、東京都からもお願いしたいと思います。

○川内委員 それを僭越と言うかどうかについてはかなり抵抗がありますけれども、質問は以上です。

○岩田委員 つまり、ガイドラインをつくった部署でございますので、私たちが意見するというのは、彼らの考えもあると思いますが、要望はいたします。

○川内委員 わかりました。

○上山事業調整担当課長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

では、先に手の挙げた中野委員、お願いします。

○中野委員 確認させていただきたいのですが、先ほど一番最初に、運営等に関する意見は今回は遠慮していただきたいということだったのですが、先ほどの説明を聞かせていただくと、ハード面では制約があることが明確です。そうするとソフト面での対応をせざるを得ないというのが現状だと思うのです。ソフト面についてきょうは議論しないということは了解しましたが、どこかで集中的にですね、ハード面がこういうふうに決まったので、それを補う形でソフト的な対応をどうするかということについて、人的な対応ですね、そこは集中議論をしておかないと、ハードでできませんでした、ソフト面はまた別のところで議論しているとなると、実質的な支援体制というのが、アクセスできないとかそういう問題が出てくるかと思しますので、ぜひ別途集中議論ができる場を御検討いただければと思いますが、それを前提としての今後の意見というふうにご考えさせていただいてよろしいでしょうか。

○上山事業調整担当課長 事務局の上山です。説明が足りなくて申しわけございません。

ソフト面の意見については御遠慮というふうに申し上げたのですが、ソフト面といたしましても、恒設、ハード整備でできないところをソフト面でというものについてはなるべく御意見をいただきたいのです。料金の設定をどうするかですとか、ハード整備をフォローするソフト策ではない、いわゆる本当に大会運営時のソフト面についてもいろいろ御意見をいただいたことがあったかと思うのですけれども、そちらについてはなるべく御遠慮いただければという趣旨でございます。

○中野委員 だとしても、ハードがある程度決まったところで、その足りない部分というかユーザーとして困る部分をまとめて議論するほうが、一つ一つソフト的な対応について議論するよりは効果的かと思しますので、例えば点状ブロックを例にとらせていただくと、今回は基本的に誘導をしないことを前提として設計されていますし、座席の部分が視覚障害者にわかるようになるかどうかというところはこれからの議論かと思いますが、それが例えば点字の表示やロービジョンの人たちがわかるような表示が十分にできるかどうかはいろいろな制約があると思います。その際に当然人的な支援が必要となってきますので、それはある程度ハードの要件が決まったところで議論していただいたほうが効率的かと思しますので、そういう場を別途検討いただけるというようにしていただいたほうがきょうの議論はよりスムーズに進むと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○上山事業調整担当課長 おっしゃるとおりだと思いますので、ソフト的な対応について集中的に議論するということについて、この場で、これから何回か開催しますが、検討させていただきたいと思います。

○中野委員 ぜひお願いします。例えば、今回はボランティアが人的支援を担当するというようなことが出てくると思います。その際に、ユニバーサルデザイン2020の行動計画の中に社会モデルや心のバリアフリーということ考えた対応が必要であるということが盛り込んでありますので、それをいろいろな誘導等に反映させていくための研修のあり方等々を別の機会に議論できればと思いますので、よろしく願いいたします。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

それでは、笹川委員、先ほどお手を挙げていただいたので、よろしくお願いします。

○笹川委員 共通の部分でお尋ねしますが、車いすの方とか補助犬利用者、それから知的障害、精神障害の方々には特別な席を用意するということですが、重度障害者も当然介助者はいるわけですよね。これは視覚障害に限らず、例えば松葉杖使用者とか、そういう方々も来られると思うのですが、そういう方たちの席をどういう状況で確保するのか、希望としては、通路からあまり、例えば階段を上がったり下がったりのないところにセットしてもらえれば大変助かるのですが、そういうことが可能なかどうか、その辺をお尋ねします。

○上山事業調整担当課長 御質問なんですけれども、重度障害者のお席ということでよろしかったでしょうか。

○笹川委員 はい。

○岩田委員 わかる範囲で答えたいと思いますが、まず今回用意した席のメニューというのは、車いす席があり、それから、区画された席、壁というのでしょうか、ちょっと囲われたような形になっている区画席、それと前後に大きなスペースをとった付加アメニティ席というのがございます。今おっしゃっていただいた重度障害であるとか松葉杖という例がありましたけれども、席の種類としてはその3種類ございますが、障害の程度に応じて一番ふさわしい席を運営のときに御紹介する形になろうかと思っております。今言った3つの席は、階段の上がり下がりがあるべく容易な場所にとということで、コンコースに面した部分に設置することを基本に設計をしております。

以上でございます。答えになっていますでしょうか。

○上山事業調整担当課長 笹川さん、よろしいでしょうか。

○笹川委員 重ねてお尋ねしますが、重度障害者のために特定の場所を確保するという事は可能性がないのでしょうか。

○岩田委員 すみません、私も勉強不足で、重度障害の方のためのお席はどういったところがふさわしいのかというのがわからずにお答えしておりますので、車いす席などがいいということであれば、その一角にそういった席を設けるとするのは運営では可能だと思いますが、どういったやり方がいいのかというのは今即答はできないので、少し勉強させていただいて対応させていただこうと思います。

○上山事業調整担当課長 笹川委員から、通路から離れた場所ですとか階段の上り下りがあるような席に行くには困難な方とお伺いしていますので、先ほどお答えさせていただいたとおり、用意するハードスペックは3種類なんですけども、それも通路に近い、フラットにアクセスできる場所に置くのですが、運用でその方がどこにアクセスしやすいのかを考えて御案内するようなことは大会時の運用で考えさせていただきたいということでございます。

市橋委員、お願いします。

○市橋委員 いろいろ努力いただいているのですけれども、僕がよくわからないというか、難しいと思うことは、Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインを僕も加わってつくらせていただいて、新設では推奨基準の実現を目指すべきであって、これは絶対にやらしてもらわないといけないと思うのだけれども、既存の場合、無理があることはわかるけれども、どこがこうやりますという今の説明で、僕の知識があれなのか、わかったようなわからないようなところもあって、絶対これは無理ですということを書いて示していただきたいと思うのです。なぜならば、例えば、エレベーターを大きくできないから、例えば終わってからの誘導に1時間ぐらいかかっちゃうような計算が成り立つとか、便所も足りなくて、休憩というか、例えばサッカーのハーフタイムでは絶対に対応できないとか、そういうところを示していただいて、そこに僕らが文句ばかり言うのではなくて、どう対応していくかということ、僕らも乗りかかった船ですから、やっつけていかなければならないというところ、そこら辺をもっとご簡単に示していただかないと、僕らはやはりこうやって都庁に通っていわゆる、よりいいものをつくろうと努力はしていると、ただ限界があったんだよということを示さないと、これはやはりみんなに必要なだし、僕なんかよく言うけれども、こういう場で良いこと言っても、帰ったら後ろからひっぱたかれたという例がいくらでもあるわけで、ひっぱたかれないようにしていただきたいというのが1つ。

それから、先ほど川内委員が言った仮設をどうするかというのは、こういうアクセシビリティだけでなく、一般トイレも仮設をつくって対応せざるを得ないようなところがあるのではないかと僕は思うので、そういう場合に、今示せないでも、どういうところで検討したらいいか。そして、僕が何回かこういう会議で言っているのは、もう一つセキュリティの問題で言えば、持ち物検査や何かをやらざるを得ない。もうちょっと平和なところをみんなで努力してそういうのはやらないで、いいときにオリンピック・パラリンピックを迎えたいのですけれども、今の状況よりもっと悪化するということだって、考えられないことはない。そういう場合に、そういうところは、建物ではないけれども、先ほどソフト面と言ったけれども、ソフトとハード個々にやるわけですから、そういうところはいつごろやるのかということを見ながらこれを見ないと、結局全くのハード面でこれによかったとか悪かったとかいう判断につながらない面があるので、タイムスケジュールを示していかないといけないのですけれども、その上に立って、もう一つタイムスケジュールを示していただかないといけないのではないかと。そこら辺の順序をきちんとやっていかないと、僕らがいわば、できたハードだけでどうこう言うだけでは済まないような点が見えてくるのではないかと、そこら辺はお願いしたいと思います。

○上山事業調整担当課長 御質問は2点あったかと思うのですけれども、違ったら申しわけないので確認させてください。

1点目が、ガイドラインには新設は推奨、既存は標準を目指すという記載がありますが、その標準を目指すというときに、理由を並べてできないと言うだけではなくて、もう少し努力したほうが良いということですか。

○市橋委員 そうじゃなくて、何ができなかったのかということをはっきりと、例えば東京体育館の入り口のスロープが急なのを直そうと思ったけど直らなかったと。例えばそういうところを明らかに示していった方が、これからやりやすいのではないかと。皆さんが検討した結果、要するにいいところの見せかけですよ。悪口を言ってしまう。いいところの見せかけではなくて、問題点を明らかにしていただきたいということです。

○上山事業調整担当課長 すみません。基準を満たさなかった部分がどこかということの説明がないということですよ。

○市橋委員 今ないから文句を言っているのではなくて、そこを明らかにして、もし対応できなかったら、そこら辺は内部資料をつければいいから、そこだけでも我々に示していただいて、問題点がある中で運営するにはどうしたらいいか。そうすると、ソフト面の対

応も僕らも見てくるわけで、そこら辺まで責任をもたないと、東京都は努力しているぐ
らいの評価にしかないということです。

○上山事業調整担当課長 基準に満たない部分がどこかと。その理由につきまして、きよ
うの資料には載っていないのですけれども、個別に皆様に御説明していくことは検討した
いと思います。

○市橋委員 それでいいです。

○上山事業調整担当課長 それから2点目ですが、一般のトイレの仮設の整備とかも含め
て、仮設の検討をどういうところですかとか、セキュリティに代表されるソフト面の
運営をどうするかという検討をいつするかということでもよろしかったでしょうか。

○市橋委員 検討で、それをどう僕らに明らかにしてくれるのか。

○上山事業調整担当課長 仮設の整備とか運営の話につきましてはこれから具体的に検討
していく段階なのですけれども、組織委員会の方が主導でやっていますので、東京都とし
て今明確にお答えができないので、いつやるのかということについては組織委員会にお伝
えしまして、回答ができるようになったら委員の皆様にお答えしたいと思います。

○市橋委員 今のお答えを聞いて、揚げ足を取るわけではないけれども、一般に言ってい
る小池さんと森さんがやり合っているようなところが見えてしまって、きょうもあれで、
僕らは結局、どちらがいいとか、今すぐとかいうことではなくて、縦割りが非常に怖いん
ですよね。そうではなくて、これだけの人が集まって、僕はそういう面では文句を言う委
員だけれども、64年オリンピックと今回の違いは、これだけ障害者団体の説明があって
やったということはすごいことではないか。これは僕らの運動の努力もあったと思うので
す。問題は、だからやってみたら炎天下の中で日陰もないところでセキュリティのために
2時間も並んで会場に入ることになってしまったということが起こり得るわけですよ。だ
から、そこは縦割りではなくて、いついつどうできるかということをきちんとやっていか
ないと、実際のオリンピックの場でよかったねということにならないで、単に便所を多く
つくっただけじゃないかで終わってしまう危険性があるので、今後の結果というところを
おおよそ見てわかりましたけれども、それ以上としてどうやるかを、今日でなくていいで
すから、示していただいて、組織委員会ならびに国と連携をとっていただきたいというこ
とです。

○上山事業調整担当課長 承知しました。組織委員会だけがやっているわけではなくて、
東京都も開催都市として責任を持っていますので、国ですとか組織委員会と連携してやっ

ていきたいと思います。

では、菊地委員、お願いします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

運営面については意見を控えてくださっているのですが、それに少し差しかかる場所もあると思うのですけれども、精神障害者の存在というのは、ちゃんと区画した場所を整備していただけるということになってありがたいのですけれども、予測不可能な点があるわけです。例えばアーとか、こういう声を突然出してみたり、暴れ出したり、これは知的障害の方にも言えることですが、常軌を逸したというか、予測困難なことがあるわけです。パニック障害という名前もついているような病名もありますし、そういう方々が、語弊はありますけれども、てんかんの症状を起こしたり、競技中にそういうことになってくると、競技運営において非常に問題があるわけです。

精神障害の場合、非常に対策が後手になる。これはこの間の相模原の事件のときもそうですけれども、実際に事件が起こってから、こうしておけばよかった、ああしておけばよかったということになるわけです。オリンピック・パラリンピックの場合もそういうことが想定されるわけです。ですので、自分で言うのも残念ながらということですが、事前に準備するのはどういうことかということが皆さんの中で想像できないところがあるわけです。今言ったアーみたいな説明できないような行動が起こってしまうことがあるわけです。そのような状況に対処するためには、私は看護師の配置ということを大声で言いましたけれども、実を言いますと、そういう非常事態に対処するためには看護師だけでは不十分です。女性とか子供がキャーだったら、看護師で大丈夫ですよ。でも、屈強な男性の精神障害者がガオーなんていうこともあり得るわけですから、そういうときに対処するのは、精神障害に対する勉強をしていただいた警備員なのです。力のある男性の警備員がいないとそういうような状況に対処できないわけです。今までの議論を聞いていますと、そんなことは一言も出てこないわけです。これは先ほども申し上げましたように、現実には事件が起こって、大変な状況になって、どうしたらいいかわからないという状況が出てくる可能性があるわけです。かなり頑強な男性が突然ガオーとなってしまったときに、女性の看護師しか配置されていなくて、その看護師もおろおろしてしまっていて、どうしたらいいんでしょうということになって、競技中ですから競技も中止になったりしてみたいなことが想定されなくもない。だったら、今のうちからそういう状況に対処しておくことが、可能な部分は対処しておかなければならないと、自分で言うのも何ですけれども、思うわけです。

精神障害の特徴としては、段階ごとに、一応私は寛解ということでアーはないですけども、非常に語弊がありますけれども、知的障害の方には日常的にそういうアーみたいな人もいるわけです。そういう方々に対してどう対処するのか。基本的には運営面の話になってくるのですが、残念ながら、この人はオリンピックを観戦してもいいか悪いかを医者が判断するということになるわけです。これはとても残念なことですけども。例えば、急性症状というのですけれども、日常的にアーアーアーなんて言っている人を呼べないわけですから、観客席に。入院中の人とかね。オリンピックだから、席があるから行きましょうなんていったって、そういう人は無理でしょう。入院中でなくても、症状が急性症状でアーなんていう人が来られたら困るわけですから。声を出しているだけだったらいいですよ。でも、そういう非常事態というか周りに危害を及ぼすような症状が出る方もいないとも限らないわけでしょう。ですので、警備員を配置するとか、あるいは事前に医師の診断をお願いして、医者が観戦してもいいよといった人に限って観戦させるとかいうことが、私としては言いにくいのですが、こういうことが必要ではないかと思います。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。会場にスタッフ、警備員を含めていると思いますが、さまざまな障害特性に応じてどういうふうに対応すればいいのかということについては、オリパラ大会時には障害者対応の研修もやっていますので、そういう中で適切に対応できるように検討していきたいと思います。

越智委員、お願いします。

○越智委員 東聴連の越智です。意見の前に改めてお願いしたいのですが、聴覚障害者は手を挙げるタイミングがなかなかつかめませんので、手を挙げているかどうか確認いただきたいと思います。

今回はハード面が中心ということで、ハードといっても、大きく分けると2つあると思います。1つは今の中で工事をして恒久的に使っていくもの、もう一つは大会に向けてレンタルなり仮設なりで用意するもの、例えば大きめのスクリーンを借りて、そこにいろいろな情報を出す、映像だけではなく、例えば入口のところに大きなディスプレイを置いていろいろな文字情報を流す、そういうハードもあると思うのですが、これはこれから話し合っていくのですか、それともこれはまだ早いということですね。

○上山事業調整担当課長 御質問は、ハードでも恒久的に使っていくものの改修という面と、大会時の仮設整備と2種類あると思いますが、仮設の整備についてはこのワークショップで議論するのかということによろしかったでしょうか。

○越智委員 今なのか、それとも今後するのかということです。

○上山事業調整担当課長 このワークショップのそもそもの目的ですけれども、2020の大会の後も見据えまして、多くの都民の方に使っていただく恒久的な部分について、皆様から使い勝手についていろいろ御意見をいただくということを主眼に開催しています。よって、大会時の仮設のスクリーンをどうするかということも含めて、この場では議論はしないと考えております。仮設については、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、組織委員会と一緒にこれから別の場で考えていくということでございます。

○川内委員 スクリーンは全部仮設ですか。

○上山事業調整担当課長 全部仮設かどうかは施設によって異なると思いますが、一般的には……

○川内委員 だったら、越智さんに対して、このスクリーンとこのスクリーンは恒設でここで議論する、これは仮設でここでは議論できない、そして恒設のスクリーンはどんな大きさでどんな表示ができるかというのを伝えるべきではないですか。

○上山事業調整担当課長 そうですね。御質問が仮設で用意するものの代表例としてスクリーンと受けとめてしまったのですけれども、スクリーンについて恒設か仮設かといいますが、恒設についてはもちろんここで議論いたします。

○越智委員 わかりました。ありがとうございます。

○岩田委員 今ちょっと混乱したと思うのですけれども、私どもはアクセシビリティ・ガイドラインに基づいて、そこに書かれているものを一つずつ、これはこうします、これはこうしますと御説明していますと。スクリーンについてあったほうがいいという話は、まさに意見ではないかと私は思うのです。私のガイドラインの認識が間違っていたら訂正ください。それについて考え方を示していくということなのかなと私は理解しているのですけれども。

○川内委員 川内です。聴覚障害のある方にとってスクリーンがどういう役割を持っているかというのは理解されていますか。

○岩田委員 理解はしています。

○川内委員 その情報保障というのがガイドラインにありますよね。だから、越智さんが知りたいのは、自分たちに対してどういう情報保障があるのか、それを説明してくれということです。それが仮設の場合はできないかもしれないけれども、恒設部分についてはここで議論するたぐいのテーマではないのですか。

○岩田委員 すみません。私もガイドラインを完全に理解しておりません。もしガイドラインに記載されているものであれば、今後次回以降のテーマになると思います。

○萱場委員長 すみません、意見を言わせていただけますでしょうか。

共通編の10ページをご覧くださいませんか。共通編の10ページの3「情報保障」という項目がございまして、例えば今までのワークショップでも、聴覚障害の方には目で見てわかる御案内を、そして視覚障害の方には音でわかる御案内をやっていこうという話がでたと思います。現在、既存の施設に対して、この4つの施設については今こういう状況ですというふうな簡単な一覧をつけさせていただきました。こちらの個別の今の状況の御説明ということでよろしいでしょうか。現時点においてはですが。

○越智委員 越智です。私が言いたいのは、例をディスプレイとして出したので話が変な方向になったみたいなんですけど。将来的には、将来と申しますかこれからそういう大画面ディスプレイについても審議はしたいと思っていますけれども、今言いたいと思ったのは、恒久的な設備の範囲だけということであれば、実際に現場を見ないとわからない部分があるのではないかというふうに思うのです。例えば、私自身は、スポーツ祭東京2013のときに、この4つの会場のうち3つを実際に使っているいろいろやってみました。でも、武蔵野の森は新しくできたので使ったことはありません。わからない部分もありますし、スポーツ祭のときからもう4年もたっておりますので、忘れていた部分もあります。改めて当事者中心にこの4つの会場の視察を行って細かい部分を見たらどうかと言いたいと思っていましたけれども、話が変な方向に行ってしまったみたいで。

○上山事業調整担当課長 すみません。よくわかりました。このワークショップは恒設の部分について御意見をいただく場です。現場を見ないとわからないというのは御指摘のとおりでして、ワークショップ創設当初から、必要に応じて皆様に現場視察等も考えていますというふうに申し上げているので、時期等につきましては今すぐお答えできないのですが、御要望に応じてちゃんと考えていきたいと思えます。

○越智委員 よろしくお願いたします。

○上山事業調整担当課長 では、まだ御発言いただいていない高橋副委員長。

○高橋副委員長 東洋大の高橋です。いろいろと資料づくりをありがとうございます。

1点確認しておきたいのですが、このアクセシビリティ・ワークショップでも大事なものは、御説明いただいた東京アクセシビリティ・ガイドラインを充足しているかどうかというのも重要なのですが、それ以外に新たに、ガイドラインで検討してい

たから80点を取れるわけではなくて、実際に具体的な設計とか改修の事例が出てくると、そこで初めて出てくるものもあるので、できれば、アクセシビリティ・ガイドラインを満たしているから云々ということだけではなくて、新たに出てくる、特に今お話しになっている情報系の問題というのは実際になかなか見えない部分がいっぱいあるわけですね。それから、当事者の方々も、この先、特に恒設的にやっていくときに本当にこの対応でいいのかどうかというのは、具体的に現場で見ていかないとわからない。今お話がありましたのは全くそのとおりだと思います。武蔵野の森の全体のスケジュールを見ると11月にオープンということですので、可能な限り早い段階で一度見ておくと、1～7のそれぞれの工事をしているものにも、予算を浮かせるということではないのですけれども、いい意味で非常にいい経験になる、私たちここに参加している人たち、それから事務局の方々にとってもとてもいい現場検証になると思いますので、ぜひこれを早めにやっていただきたいというお願いが1つあります。

その上で武蔵野の森総合スポーツプラザの非常に急がれている部分についてなんですけど、ここについていくつか意見を申し述べたいのですが、最初に全体の共通編で、8ページの車いす使用者用スペースと同伴者用座席数が、ちょうど同伴者席のほうが14席少ない状況になっています。上の車いす使用者用スペースの方は1.14%で、1.2%までは行っていないけれども、かなりいい線いっております。具体的にこの中身を見ていきますと、同伴者席は可動で対応しますというようなことが書かれているわけですが、具体的に図面の中でどこがどうなっているのかということを一事例でも、きょうは無理でも、示しておく必要があるのではないかと。14席マイナスなので、基準から言えば、もし1%に達すると60席ぐらいだと思いますけれども、ほかの部分で対応可能なかどうかということなんかも、これを見ると、数値だけですと、配置の問題があるかもしれませんけれども、そのあたりの確認をぜひさせていただきたいと思います。

それから、9ページのところで、最初に川内委員からもお話がありましたけれども、車いすスペース以外の男女共用の便房の問題です。これは東京体育館、きょうの事例では全て困難という形になっているのですが、従前からここについては非常に切実なコメントが出てきていると思います。さまざまな障害を持っている人たちが異性の同伴をする保護者あるいは保護者以外の場合もあると思いますけれども、ここは数は別としてもやはり何とか実現していかなければいけないのではないかと。特に、一時的なものではなくて、今後利用されていく可能性が非常に高いそれぞれの施設ですので、やはり東京としての、国際都

市としての使命、オリンピック・パラリンピック施設ということだけではなくて都立施設としての役割があるのではないかというふうに思いますので、これは本当にだめなのかどうかというようなことをもう一度御検討いただけないかというお願いです。

それから、仮設の部分については運営も絡むので非常に難しいのですが、先ほどの情報のことも一緒なんですけれども、組織委員会の方に伝えるのではなくて、組織委員会の事務局は何のためにあるかという、このためにあるので、恒設の施設をやるということはありませんけれども、ぜひ一体的に、場合によっては組織委員会のパラリンピックを担当されている方にもこの場に同席していただいて、できる限りこういう場で合意を得ていくというのは非常に重要なので、ぜひそういうシーンもつくっていただけないかというお願いです。

以上でございます。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

いくつかありましたが、まず1点目の現場を見ることの重要性については重々承知いたしましたので、先ほどと同じですけれども、検討していきたいと思います。

2点目ですが、武蔵野の森の施設につきまして、車いすスペースの数字は出ているのですけれども、どこに配置しているのか、次回配置について示していければと思います。

3点目の車いすスペースがない共用トイレについてですが、いかがでしょうか。

○岩田委員 本当に個別のケース・バイ・ケースで状況が違うので、御説明しづらいのですけれども、基本的に男女共用トイレを設けるということは何かのスペースを犠牲にしなければいけない。新築の施設であれば建築面積を広げればいいのかもしれませんけれども、既存の施設はそれぞれ機能があって、我々もかなり工夫をしてはいるのですけれども、車いすトイレをつくるのが精いっぱいだったと申し上げるのが正確なのかなと思っております。だから男女共用トイレについてはできませんと言うつもりもなく、引き続き検討したいと思うのですけれども、そもそもやらないと言っているわけではなくて、相当厳しい状況があるということをお伝えせざるを得ないのかなというところでございます。引き続き検討していきたいと思います。

○上山事業調整担当課長 組織委員会のパラリンピックの部署の同席につきましても考えさせていただきたいと思います。オブザーバーではいらっしゃるのですけれども、ちゃんとお席に座られる方ということで検討していきたいと思います。

それでは、永田委員、お願いします。

○永田委員 知的障害者育成会の永田でございます。

先ほどいろいろ伺っております、ここが既存の施設であるということの限界はよく承知いたしております。ただ、考え方としまして、既存の施設をどうガイドラインに基づいてという、本当に建築の専門家の方が一生懸命考えてくださって、限界を感じながらもここまでたどり着いたのだと思うのですけれども、せっかく私どもがこうやって参加していますから、今度は建物ありきで考えるのではなくて、まず使う人がそこに行ったときの状況をシミュレーションしながら、使ったときにどのように不便があるのか、そういうことを織り込んでいただきながら、その限界をどう超えられるかというあたりをもう一回御検討いただけたらいいのではないかと思います。それに当たりまして、共通のところスペースに限界があるということが書かれておりますけれども、これだけ大きな建物の中でのいろいろなスペースがある中で、本当にこう障害のある人たちが困ったときに譲るだけのスペースが本当にないのかどうかというあたり、どこのスペースだったらかえていけるのかというあたりももう一回模索していただけたらというふうに思います。

それから、トイレに関して高橋委員からお話しいただけて、とてもありがたかったのですが、例えば男女共用トイレは限界というときに、全く使えないわけではないということは、例えば共用の人が共用を使わなくても、今までと同じように車いすのところのトイレを多少並んでも待っても使うということは不可能ではないかもしれないので、その会場に行くことは全くゼロではないけれども、配慮が足りないということですよね。ただ、例えば更衣室に関しますと、全くない場合にどこで着替えるのかというときに、かわるものがないわけですね。男女共用で更衣室がないという場合に。そういうときはほかのスペースを何とか工夫していただかないと、異性介助ではそのプールは使ってはいけませんという限界を最初から示していることになって、全く配慮がないわけですね。その辺の譲り合いというか折り合いをどこでどうつけるかというあたりをもう一回考えていただきたいと思います。利用するほうも限界を感じながら我慢する部分はあるかと思うのですけれども、これをよしとしないという態度が必要だと思うのです。既存の建物なのでハード面の限界があるけれども、どこが限界だったのかということをしっかり公表していただいてみんなで共有することで、この4つの施設では限界だったけれども、次に建つほかの施設ではその限界をよしとしないでちゃんと対応できるものをつくっていくということをみんなが共有していかないと、いつまでも限界だよということでもみんなが我慢してということでは終わってしまいますので、そこをお願いしたいと思います。

仮設の対応についても、まず健常者ありきで、健常者のための対応をして、不足している部分を障害者のために仮設という発想自体がおかしいと思うのですね。仮設の部分で健常者対応をしていただいて、障害者は本来の恒設のところで対応していただくという発想も大事だと思うのです。そこのバランスだと思うのですけれども、その辺を、具体的な意見ではなくて考え方の部分なのですから、そういう考え方で進めていただけたらというようにお願いしたいと思います。

以上です。

○上山事業調整担当課長 貴重な御意見をありがとうございます。

既存会場の限界につきましては、私どももさまざまな努力はした部分がございますが、共通編では、皆様からいただいた意見について、困難だったところについては理由をそれぞれの箇所についてお示しはしているのですけれども、これ以外にもさまざまございますし、そういった限界の状況をもう少し具体的に共有していくように次回から進めていきたいと思っています。

○高橋副委員長 先ほどの男女共用で、車いす使用者用のトイレの数はIPCのガイドを上回っているわけですね。ですから、スペースのことをおっしゃるのであれば、配置とかレイアウトの問題を工夫するために改修費がかさむということでこれ以上という問題、レガシーの後の人に負担を迫らせるというのは問題になるので、その辺は気になる場所ですけれども、もし単純にレイアウト上だけで改修を一括的にやるのであれば、最低限IPCのガイドは満たさなければいけないし、東京ガイドも満たさなければいけないのですけれども、十分数は少なくとも武蔵野の森でいけば、西側、東側各1カ所ぐらいは取れるような数計算になるんですよね。ただ、実際に御苦労されているところはよくわからないので勝手なことを申し上げておりますけれども、そこはもう一度御検討いただけないかなと思います。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

共通編につきまして、あとお一方、お二方ぐらいで。

では、市橋委員、お願いします。

○市橋委員 車いす席は、数は出ているのですけれども、僕らは、基準で、車いす席をばらすというところを一つのところでやっていて、それが出ないなので、どうやって席をばらすのか示していただきたいなど。しかも、ばらすときに、スポーツごとに競技の魅力があるわけですね。そういうところも配慮してばらすということができているのかどう

かということをお次回にでも示していただきたいと思ひます。数だけではなくて。

○上山事業調整担当課長 御質問は、画面にも出ていますが、車いすの数については8ページの資料で示しているのですが、分散配置の状況が見えてこないということによろしかったでしょうか。

○市橋委員 はい。

○上山事業調整担当課長 個別施設について図面がそれぞれついているのですが、その中で車いす席の配置の状況がわかるものがござひますので、個別のところでお説明させていただくということによろしいでしょうか。

○市橋委員 わかりました。

○上山事業調整担当課長 はい。では、中野委員、お願ひします。

○中野委員 共通のところ、5ページからお願ひしたいのですが、トイレです。確認ですが、公共トイレのJ I S配列という紙巻き器やボタンの配列がござひますが、ここには言及されていないのですが、それは準拠できるようになるべくしていただけるというふうにお考えてよろしいですね。

それから、ベビーチェアについて、以前の会議でも点字の表示等もつけていただきたいという要望を出ささせていただいたと思ひますが、それについてもぜひ御検討いただきたい。

それから、音声ガイドはあるという御説明だったと思ひますが、特に重要なのは、男子、女子のどちらが男性でどちらが女性かを間違えるというのが視覚障害にとっては非常に大きな問題ですので、それについては具体的なおところでぜひ御配慮いただければと思ひます。

6ページの手すりのところ、この手すりのところで、点字表示をしていただくということになっていて、実はガイドラインの例として示されているものをここに持ってきていただいているんですね。あれはあくまで例で、こうすればいいよという話ではないので、こういう図が出てくるとこうすればいいと理解されてしまいかねないので、ここに注意してこの資料は使っていただきたいと思ひます。理由は、点字表示は階段の初めと終わりにつけることになっているのですが、このつけ方が実は問題で、握ったときに触れるところに点字表示がなくてはいけないのですが、古いタイプの点字表示では、見てわかる墨字のガイド、ここは何階だというようなガイドと点字の位置を同じにしてあるがために、点字ユーザーがすごく読みにくいということが発生していて、新しい施設では、現場検証していただければ必ずその部分は視覚障害者から意見が出ますので、変えていただいていると思ひうんですけども。そのあたり、細かい話ですけども、これはあくまで例ということ

で示していただければと思います。

そのほかにも、照明というのが、足元だけについていますが、照明の基本は均一な照明というのが重要で、視覚障害でも非常に多い網膜色素変性症と言われる病気では、明るいところから暗いところに行くとかその逆というのが非常に事故を起こす原因になって、しかもこれは階段でございますので、この部分が足元照明だけでよいと理解されてしまわないようにこの例を使っていただけるといいと思います。

それから、このメッセージの中に「点状ブロックの敷設は、移動困難者の動線に支障のないように配慮する」と書いてあるのですが、理解の仕方を間違えて横幅全面に点状ブロックを引かなくてもよいととられてしまうと、これは大問題になりまして、下りのところで転倒するということが起こってしまうと極めて危ないので、これはももとの例のつくり方そのものがまずいのですが、先ほど高橋先生からもお話があったように、ガイドラインそのままになればいいという話ではないと思いますし、階段の部分で全面に張らないというケースは基本的にはありませんので、ここは誤解のないように、これは一番安全にかかわる部分ですので、説明をしていただければと思います。

7ページ目のエレベーターですが、新設のエレベーターの場合、増設をするというタイプの場合に、視覚障害者にも使えるように音声ガイドとか、特に貫通型という説明がありました。貫通型は視覚障害者にとってはどちらに出ているのかわからないという問題がありまして、音声のアナウンスが非常に重要になります。その部分もしっかりと最終的なところには書き込んでいただきたいと思います。

最後、9ページ、10ページにかかわることですが、階段の段鼻の視認性は極めて重要で、事故が結構起こっております。これは仮設でラインを上張るだけでもかなり視認性を向上させることができますので、ぜひ階段の段鼻の視認性については重点化していただければと思います。

それから、サイン計画は検討すると書いてあり、ピクトグラムを中心と書かれてありますが、ピクトグラムだけでなく、新しく設計する場合には文字そのものの視認性をぜひ考えていただきたいと思います。

最後、喫煙室を改修してと書いてあるのですが、内部障害の人にとってはたばこがすごく影響する可能性がありまして、改修なので煙のこれまで蓄積されたものの影響は十分御検討されていると思いますが、その点についてはしっかりと御対応いただければと思います。

以上です。

○上山事業調整担当課長 いろいろありがとうございます。

いくつかございましたが、いずれも情報保障を中心とした今後の検討になっていくお話かと思えます。トイレ内のJISに基づく配置、ベビーチェアの点字の表示、音声ガイドにおいて男女のトイレの区別の御案内。それから、手すりにつきましては、ガイドラインの図はあくまで一例にすぎず、こういうふうにしてくださいという図ではないという注釈がなかったので誤解を招いて申しわけないのですけれども、おっしゃるとおり、これは例示でして、握ったところに点字がないと読みにくいとか、照明の均一性、点状ブロックの敷設範囲につきましては今後検討していくこととして気をつけたいと思います。エレベーターの増設に関しても、音声案内ですとか、貫通型は視覚障害者の人には危ないとか、段鼻の視認性、サインもピクトグラムだけではなくて文字の視認性が大事だと。それから、武蔵野の森の救護室について、喫煙室を改修するという記載がございますが、留意が必要だという御指摘だったかと思えます。いずれも今後検討したいと思います。

○岩田委員 今、上山が言ったことで1点だけ訂正させていただきます。武蔵野の森の喫煙室ですが、喫煙室という名前がついているだけで、まだ一度も使ったことのない部屋です。御懸念のようなことはないと思っております。

○上山事業調整担当課長 笹川委員、お手が挙がっていたかと思えますが、何かございますか。

○笹川委員 これは視覚障害者特有の問題で、前にも発言したのですけれども、競技の実況中継が屋内の競技場で受信できる設備を整備していただきたいということで、これはぜひ検討していただきたいと思えます。でないと、会場に行っても、何がどのように行われているか全然わからないのです。会場に行く一番のメリットは、会場の雰囲気を楽しむということです。ですけれども、ただ歓声だけ聞いていたのでは何の意味もありませんので、もちろんテレビ・ラジオで中継があると思えますけれども、そういった放送を競技場、特に屋内競技場の中で受信できる設備をぜひつけていただきたい。御承知のとおり、都営地下鉄でも受信できていますよね。それぐらい高度な技術が東京都にはあるわけですから、ぜひ実況中継が受信できる設備を整備していただきたい。

もう一点、今、東京体育館は改修しているようですけれども、今月の7日に催しがありまして、行きましたら、ブロックの上にマットが敷いてあるのです。これは今後こういう形になる方針なのでしょうか。その辺、確認したいのですけれども。

○岩田委員 実況中継のためにどういったものが必要かというのは我々も勉強しないといけないと思うのですが、今、施設のほうでW i - F i なんかを入れていこうという考えもありますので、そういう中でどういったことができるのか、どういったソフトがいいのかということもあわせて考えないといけないと思うのですけれども、検討していきたいと思います。

東京体育館の状況ですけれども、私どもも把握していないので、確認させていただきます。ただ、私どもが把握していないということは、多分仮の姿なのだと思います。

○上山事業調整担当課長 それでは、共通編につきましてはこのあたりで一旦締めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、各施設個別の説明に対する御意見、御質問を頂戴したいと思います。

まず東京体育館について御意見、御質問のある方は、挙手をしていただきまして、その後御発言をいただくようお願いいたします。

川内委員、お願いします。

○川内委員 東京体育館は、先ほどの御説明でオリだと卓球だとおっしゃいましたが、パラでは何に使うのですか。

○岩田委員 パラも卓球です。

○川内委員 車いすの関係の更衣室とかはサブアリーナのほうでとおっしゃいましたよね。ということで、14ページで質問したいのですが、このサブアリーナはオリパラが終わった後には車いす用ではなくて一般のものとして、ときには車いすを使う方も使うかもしれないけれども、ほかの方々も使うのですよね。ちょっと気になっているのは、14ページの下男子トイレに小便器がなくなっているのですが、これはいいのですか。車いすを使う方々の中でも、移動は車いすを使っているけれどもトイレのときには小便器を使うという男性は割といらっしゃるんですね。それから、このトイレが後で車いすの方々のためだけなく使われるのであれば、小便器は要るのではないかという気がしています。

それから、このあたりの水回り、特にシャワー室の位置とかについてはとても気になるようなところがあって、ただ、細かい話だし、時間がなくなっているので、後で技術の方と個別にお話しさせていただければと思います。

以上です。

○齊藤建築技術担当 簡単にお答えできる範囲でお答えさせていただきますと、こちらの更衣室は、現状のトイレは車いすで出入りができないトイレでしたので、車いす対応トイ

レをつくるために小便器を、スペースの問題で、なくしてしまっております。

○川内委員 オリが終わったら復旧するのですか。

○齊藤建築技術担当 いえ、こちらは大会後もこのままの状態を使用するという想定で考えております。

○川内委員 ということは、このサブアリーナは、車いすを使う方だけでなく、一般のという言い方は語弊を招きますが、障害のない方々も利用するわけですよね。そうすると、その方々にとっては小便器はない。

○齊藤建築技術担当 はい。

○川内委員 それは物すごく思い切った設計ですね。

○齊藤建築技術担当 我々も検討している中で、どうしてもスペースの取り合いになってしまいますので、一般の観客用のほうは当然小便器をつけたままですけれども、こちらは選手とかスポーツ利用の方々の利用するトイレということで、一般の御家庭でも小便器と大便器の両方がある御家庭は余りないということもございますので、男性の方でも小便器でないと用が足せないということもないだろうと考えて、こちらの更衣室に限っては小便器がないという考え方をしております。

○川内委員 この14ページの男子トイレの手前側は、小便器が矢印になって、大便器と書いてあります。つまり、ここはもともと小便器だったのを、多分2カ所ぐらいあったのだと思いますけれども、それを大便器にされたのだと思いますけれども、扉のつき方なんかを見ると、車いすでは中に入れないトイレですね。

○齊藤建築技術担当 一番奥の引き戸になっているトイレのほうを……

○川内委員 奥のはわかります。手前のをわざわざ小便器をやめて腰掛け式にしなくてはならない必然性があるのかどうかです。

○齊藤建築技術担当 そちらについては、今の検討では便器の数を確保するために小便器をなくしているということでございます。小便器の数よりも大便器の数を優先して検討した結果です。

○川内委員 ちょっと後で話をしましょう。

○齊藤建築技術担当 はい。

○高橋副委員長 私は個別ブースでもいいと思っているのです。恐らくこれから男性側のトイレも全部個別ブースになる施設もひょっとしたら飲食店なんかでは起こり得ると思いますので。今回の東京体育館の場合にどうするかというのはありますけれども、全体のボ

リウムですよね。数がどうなっているのかという、そのバランスだと思いますので、この辺は従前の考え方ではなくて、小便器があって大便器ブースがあるというのではなくてもいいと私は思います。個人的な意見ですけれども。

○川内委員 私も日本トイレ協会の人間なので言わせていただくと、いろいろ調べてみると、現在、およそ半分ぐらいの男性が家庭で腰掛けで用を足している。だけど、今は家庭のほとんどは小便器がない。ということは、半分は男性が洋式便器に対して立った状態で使っている。立った状態で洋式便器を使うと、便器の周りから床から極めて汚染されるのです。実は小便器でも周りは汚染されるのですけれども。なので、個人的に私には無用の器具ですが、小便器をつくるべきだと思っています。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

では、先ほど市橋委員から御指摘のありました車いす席の分散配置につきまして、個別に御説明させていただきます。

○岩田委員 図面としては10ページ、それから11ページですね。観客席が半切れになっていますけれども、赤く塗っている部分が車いす席を設置している場所並びに同伴者席です。紫で塗っている部分に付加アメニティ席の設置を検討してございます。これがこちらの北側と11ページの南側にございます。図面としてはこれだけです。コンコースとエレベーターからのアクセスを考慮いたしまして、全てこのフロアに席を配置してございます。

○上山事業調整担当課長 市橋委員、よろしいでしょうか。

○市橋委員 川内委員、どう考えたらいいですかね。便利は便利だけれども、1カ所に集めてしまったという結果なんだよね。例えば、卓球はなるべく前で見ないと球が見れないわけだよね。例えばそういうところはちょっとやっぱり考えながらやっているということだけでは、これを全面的に前にするというのが今からできるとは思えないので、意見としては言うけれども、それが限界だったのかなということは我々としてどう考えたらいいかというのはこれから考えていかないといけないのではないかなということが言えると思います。

○高橋副委員長 観客の方がどこで見るか、これは車いす使用者以外の人たちも全く同じことだと思います。本来であればそれぞれの席が選べればいいのでしょうけれども、場合によっては席数が不足して車いすユーザーがいっぱいになったときには、アリーナ部分で

も緊急時に仮設的に席を用意するとかいうことは起こり得るだろうと思うのです。たしか昨年10月の車いすバスケの大会のときには仮設がアリーナ部分に設けられていたように記憶しているのです。卓球でどこまで可能かはわかりませんが、このあたりは組織委員会とも少し話し合っていたかと思います。

○市橋委員 前につけるかだな。川内先生が最もこだわることだと思ったから。

○上山事業調整担当課長 川内委員、何かございますか。

○川内委員 どうしてそんなに私に戦わせようとするのですか。

アクセスの問題ですよね。エレベーターで上がったコンコースが背後にしかないので、観客席の上のほうにしか車いすはつけられないというのがある。このロケーションでちょっと気になっているのは、付加アメニティ席が下のほうにあって、見えるのはいいのですが、逆にあそこまでおりていくのをどうするのかというところなんです。ただ、現実の運用面として、例えば、車いすを使う方が想定よりも来なければ、付加アメニティ席が要る方に上に座ってもらうというのも当然あり得るし、そのぐらいの柔軟性はあると思うので、市橋さん、このぐらいで私も抑えざるを得ないというか、ほかにやりようがないだろうとは思っています。

○市橋委員 だから、結論としては限界があるということも、本当は100点満点じゃないんだよというところを押さえながらこうやっていくということが重要だと思うのです。

100点満点じゃないんだよということも押さえながら、しかし努力をやったということをはきちんと押さえておかないといけないのではないかなと思うのです。

○上山事業調整担当課長 市橋委員、ありがとうございます。

そうしましたら、東京体育館について、あとお一方だけ。

菊地委員、お願いします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地です。

既存施設では救護室がなかなか取りにくいけれどもほかの場所を救護室に充てたいということで伺っているのですが、具体的にどこを充てるのかというのが東京体育館の場合表示されていないので、それを御説明いただきたいと思います。

○齊藤建築技術担当 私から説明させていただきます。

今回御用意している資料は、選手と観客の方が主に使う場所のみの説明になっておりまして、こちらは公表する資料としてつくっているものですから、通常貸し出していないエリアまでは表示していないのです。申しわけありません。通常、東京体育館では、この図

面で言いますと、16ページ、17ページでグレーに塗っているところがおわかりになりますでしょうか。17ページに会議室がございます。こちらの会議室は、通常、イベントのときにはイベント主催者に貸して、イベント主催者のほうで一時的に救護室として使うというケースがあると伺っております。

○上山事業調整担当課長 菊地委員、よろしいでしょうか。

○菊地委員 はい。

○上山事業調整担当課長 それでは、時間が差し迫ってまいりまして、まだあると思いますが、続きまして東京辰巳国際水泳場に関しての御意見に移りたいと思います。

御意見、御質問のある方は、挙手をしていただきまして、その後御発言いただくようにお願いいたします。

では、初めに市橋委員から御指摘のありました車いす席の分散配置の状況につきまして、辰巳について御説明させていただきます。

○岩田委員 席の配置ですけれども、10ページがございます。赤い部分が車いす席及び同伴者席、紫の部分が付加アメニティ席になっております。こちらについては区画席は今のところなしです。

○市橋委員 これは上がプールね。

○岩田委員 上にプールがあります。片面の観客席になりますので、これで全てになります。

○上山事業調整担当課長 市橋委員、よろしいでしょうか。

○市橋委員 はい。

○上山事業調整担当課長 では、川内委員、お願いします。

○川内委員 川内です。

これは以前に技術の方にもお伝えしたと思うのですが、4ページで、エレベーターが外につきます。貫通型で24人乗りということで、サイズとか何とかは置いておいて、貫通型というのは動線的には非常に使いやすい。しかもこれはフロアの数下と上しかないの、視覚障害のある方々も、乗ったらどちらに降りればいいのか、貫通型ということがわかりさえすればそんなに混乱は起きないのでいいのですけれども、ペDESTリアンデッキに上がったところの動線が、特に終わった後大量のお客さんがどっと出ていく動線とすぐぶつかってしまって、ここが非常によくない。帰っていかようとする人たちが、このエレベーターに乗りたい人はこの階段の降り口のところにたまってしまうわけです。それで階段

幅を邪魔することになります。ですから、エレベーターをもう少し奥に入れてお客さんのたまりがペDESTリアンデッキの動線の中に出てこないような広さを取った後で貫通型のエレベーターをつけるというような形をやらないと、ここでエレベーターに乗る動線あるいは降りる動線と、出ていく動線、帰っていく動線の階段を使う動線とがぶつかってしまうということで、非常によくない状況になると思います。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

高橋委員、お願いします。

○高橋副委員長 東洋大の高橋です。

7ページですが、1階平面図の東側、ほかのところにも類似するような事例があるのですけれども、右側の黄色い便所の中の個別機能を備えた便房で、一番奥にかなり大きなブース、横長のものがあります。こちらは中がプリントの関係でよく見えないのですけれども、場合によっては、ブース数を確保しながらおむつ交換台があるとか、そのように区分したほうが使い勝手からするとよくなる可能性があるので、むやみに全部1ブースの中に入れ込まなくて、この辺はちょっと御検討いただければと思います。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

中野委員、お願いします。

○中野委員 先ほど川内先生から御意見のあったエレベーターのところですが、私も同意見で、この設置だと、エレベーターを出てから、もし迷うと階段のほうに行ってしまう可能性もありますので、ぜひこの位置は御検討いただければと思います。

貫通型のところで、先ほど僕は視覚障害者は貫通型がまずいと申し上げたわけではなくて、貫通型のときにどこから出るかということについて、「こちらが出口です」というようなアナウンスが出るのですが、そのときに音の方向がちゃんととれるようにしていただきたいというのが意見でございましたので、その点についてはよろしくお願いします。

○上山事業調整担当課長 中野委員、ありがとうございます。

ほかに辰巳について御意見のある方はいらっしゃいますか。

市橋委員、お願いします。

○市橋委員 この図面ではよくわからなかったのですけれども、実は辰巳は、できた当時何回か行って、最近は行っていないのだけれども、すごく長いスロープができた工事だったのだけれども、あれはまだあるの？

○岩田委員 ございます。

○市橋委員 あれは非常に危険なので、使わないようにしたほうがいいか、よくみんなの意見を聞いていただきたいと思います。

○岩田委員 あのスロープを特に壊すことは考えていなくて、せっかくあるのだから持つておこうという考えでございますが、それにかわる移動手段として先ほど話題になったエレベーターを1基計画してございます。

○市橋委員 いいです。あれは使わないようにしましょう。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

あとお一方ぐらい、御意見のある方はいらっしゃいますか。

菊地委員、お願いします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会、菊地です。

精神障害者のために救護室というのは、先ほど申し上げましたパニック的なことになった場合に絶対に必要だと思いますので考慮していただきたいのですが、同じように、今の辰巳の救護室についても、図面上に出ていないので口頭で説明をお願いしたいと思います。

○齊藤建築技術担当 辰巳については、救護室として使っている場所はわからないのですが、地下1階に、この図面だとわかりづらくて、出ていなくて申しわけないのですけれども、この図面に出ていない右側のほうに医務室ですか……

○上山事業調整担当課長 5ページですね。

○齊藤建築技術担当 5ページの右側のエリアのところ、図面が切れてしまっていて、わからなくて申しわけないのですけれども、こちらに医務室とかがあると聞いております。

○菊地委員 結構です。

○上山事業調整担当課長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見のある方がいらっしゃらなければ、続きまして東京スタジアムに入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、東京スタジアムに関して御意見を伺いたいと思います。

では、越智委員、お願いします。

○越智委員 東聴連の越智です。

これから用事がありますので、東京スタジアムについて1つだけ確認したいのですけれども、スポーツ祭東京2013のときにここで開会式・閉会式をやったのです。4年前のことなので記憶が曖昧になっているかもしれませんが、夕方、夕日が差したときに大型ス

クリーンが非常に見づらくなってしまいました。そういうときがあったのです。そのあたりも対応できるかどうかわかりませんが、何か方法を検討していただけますでしょうか。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

過去にそういう見にくいという状況があったという御意見ですので、何か対策ができないか検討していきたいと思います。貴重な御意見をありがとうございます。

○越智委員 申しわけございません。所用がありますのでお先に退出させていただきたいと思います。

○上山事業調整担当課長 ほかに東京スタジアムについて御意見のある方はいらっしゃいますか。

そうしましたら、また車いす席の配置の状況について御説明いたします。

○岩田委員 車いす席が記載されているのは12ページからになります。これはわかりづらいのですが、赤く塗っている部分が全て車いす席になります。14ページをお願いします。こちらも赤い部分で、ぐるっと一周、1層目スタンドの一番上が車いす席になっています。車いす席の間に紫色で塗られている部分ですが、車いす席と同伴者席に囲まれるような形で付加アメニティ席も設けております。これはところどころ柱があるので、スペースをどうやったらうまく使えるかなということで、車いす席と付加アメニティ席を交互に置くような配置としております。

○上山事業調整担当課長 市橋委員、お願いします。

○市橋委員 これは東京体育館ならまだ妥協できるのだけれども、これは今でもありますよね。車いす席としては。この席というのは、僕は仲間とFC東京の応援に行って、そうすると、2階の屋根が出てしまうので、1つはボールが高く上がったときには見えない。それから、観客席があるので、特にサッカーなんて行くとサイドスタンドは立ちっぱなしですよね。そうすると見えなくなる。それから、19年のラグビーで見るというと、ラグビーというのは球がどれだけ上に上がったかで見応えがあるスポーツであって、上がったかわからない、ボールがどこに行くかわからないでいいというスポーツではないわけです。そんなことを考えると、もう一個欲しいかな。だけど限界かなということで、迷いますけれども、これも完全に100点満点ではないということを発表させていただきたいと思って、考えていただければ。これはもしできたらFC東京が満員のときに来ていただければいいと思いますけれども、ただ、あるという僕の経験です。

それから、先ほど越智委員が言った電光掲示板の問題ですけれども、確かに見にくいと

同時に、あのスタジアム的に見れば、あの電光掲示板は小さいです。それから、もう一個言えば、片一方しか見えないのですけれども、もしこういうスタジアム的に言えば、4つないと絶対に無理じゃないかと。旧国立競技場もこの東京スタジアムも2つあるというところで我々は満足していたわけですが、これは片一方から見たら後ろしか見えないし、片一方しか使えなくて下手をすると、注意力がないときには使えないということがあれば、やはり4つぐらいできるような工夫はできないかということ提起しておきます。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

2点あったかと思いますが、車いす席のサイトラインということで、ボールが高く上がったときに見えないのではないかということと、電光掲示板については、小さいということと、4つあればいいという御意見でよろしかったですか。

○市橋委員 4つ必要じゃないかなと僕は思うのです。

○上山事業調整担当課長 4つというのは、4方向に。

○市橋委員 東京スタジアムはサイドに2つあるけれども、メインとバックに必要ということとは言えないかなと思うのですけれども。

○岩田委員 少しだけお答えしますと、車いす席の配置は御指摘のとおり今と全く一緒なのですけれども、今回、サイトラインをよくするために、一般席で言うと2席分、車いす席を前に出す工事をします。その分、前の観客席との段差ができて、前の客が立ち上がったときにも視界が確保される。

ボールが上がったときに見えにくいというのは、御指摘の意味するところがわからなかったところもあるのですけれども。

○市橋委員 すごく閉鎖的なんですよ。3mか、もっとか。わかっていらっしゃる方いるけど、閉鎖的だということ言えば、ラグビーとかサッカーというのはすごく開放的な気持ちで見ていかないといけないのに。だから、僕が車いすの仲間と行ったときは、「市橋さん、これはちょっと閉鎖的になってしまうから前に行っていいよ」と言って行かせてくれたこともあるぐらい閉鎖的なんですよ。それはやはり考えていかないと、これで、はい使えと言って威張れるような配置ではないということは覚えておいていただきたいと思います。

○岩田委員 御指摘の意味は理解しました。でもちょっと言わせていただきたいのですけれども、席が2つ前に出たので、前は両側に柱があって横が見づらい感じだったと思うのですけれども、前に出たことで見やすくなったとは思っています。100点満点ではない

かもしれませんが、改善しているということで御理解いただきたい。

○市橋委員 上が閉鎖的な。

○岩田委員 上も、前に出たことで多分見切れは少なくなったのかなと思います。

○市橋委員 まあいいや。そういうことがある。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

○岩田委員 あと、大型映像装置につきましては、私もいっぱいあったほうが見やすいとは思いますが、今、サッカーとかラグビーといった競技の基準に基づいて設計しておりますので、今回の設計では今のままというふうに考えております。

○上山事業調整担当課長 それでは、あとお一方だけ。

菊地委員、お願いします。

○菊地委員 私の指摘はいつも同じなのですが、12ページだけに救護室が表示されて、予備室が救護室になるということだと思えるのですけれども、これは3階の平面図ですから、ほかのところはどうなのかということも含めて、多分図面に載っていないだけだと思いますので、また口頭で救護室の配置についての説明をお願いします。

○齊藤建築技術担当 答えいたします。

12ページの部分は、通常のイベント時に救護室として利用される場所と聞いております。また、同じフロア、3階は主にお客さんが出入りするところです。先ほど説明させていただきましたとおり、飛田給の駅から甲州街道の歩道橋を渡ってそのまま入ってくる、その高さがこの3階なのです。なので、お客さんが一番出入りするところになります。こちらで救護室として使える予備室がいくつかございます。それ以外には選手のエリアに医務室とかもございますが、主にイベント時に救護室として使われているのはこの3階のフロアの部屋だと聞いております。

○菊地委員 結構です。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

それでは、東京スタジアムに関してはこれで終わらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

では、永田委員、お願いします。

○永田委員 申しわけありません。「あと一方」と伺っていますのに。

繰り返しになって申しわけないのですが、男女共用トイレについて、ここの場合はほかの競技場に比べてトイレの数は非常に多く見られるのです。大きなものが少ないのではな

くて、比較的小さいのがいっぱいあるように感じるのですが、その中の1つだけでもならないものかという、そのあたりはいかがなものでしょうか。

○岩田委員 考え方かもしれないのですけれども、このスタジアムは車いすトイレの数自体が微妙にアクセシビリティ・ガイドラインに到達していないという状況にあります。なので、我々はまずガイドラインを達成したいということで車いすトイレと名をつけておりますが、それは使い方かもしれませんので、今後の検討議題にさせていただければと思います。ガイドラインに適合しているかどうかということも我々の重要な視点になりますので、その辺は御理解いただければと思います。

○高橋副委員長 達成していないのですか。

○岩田委員 ぎりぎりということですか。15人当たり1人ということですか。

○高橋副委員長 これを見ると達成しているように見えますけれども。

○藤木副委員長 総数では達しているのですけれども、観客席エリアだと。

○高橋副委員長 エリア単位ということですか。

○岩田委員 観客席エリアで見たときはですね。

○高橋副委員長 改修として倉庫の部分を苦勞してやっているところがありますよね。その運用によっても変わる。これは前にも事務局の方とお話しさせていただきましたけれども、そこについて一踏ん張りできるかどうか。可能性としては、両サイドにあるので、その部分の運用の仕方、あるいはピクトグラムの表示の仕方とか、その辺のところでも対応可能かなとここでは思いますけれども。

○岩田委員 将来的な話として、このスタジアムはふだんから満杯になっているわけではないので、ふだん使いの中で区別して使っていくというのは十分あると思うのですが、こういう資料上の表記は今のところ車いすトイレと書かせていただいていると御理解いただいてもよろしいのかなと思います。検討させていただきます。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

市橋委員、お願いします。

○市橋委員 場所がないといっても、ここは観客席が3階にあって、1階部分というか、地下というか、わりあい付帯設備があるんですね。会議室なんかもいくつかあるので、ここには載っていないけれども、そこら辺は使えないのかどうかとか、もう一回検討できませんか。

○齊藤建築技術担当 齊藤です。

確かに市橋さんがおっしゃるとおり、地下の選手エリアの横に会議室がございますが、我々の通常の大会時の使い方としては、あそこは大会関係者の方が使うエリアなのです。一般の観客の人がアクセスするのは非常に難しい場所になっていまして、そもそも入り口も違うのですけれども、そういったところなので、一般の観客の方がその会議室を使うのは非常に困難ではないかと考えております。

○市橋委員 会議室を使えと言っているのではなくて、そこまで考えてどうにか工夫はできないかなということ。ちょっと無理か。

○齊藤建築技術担当 ちょっと難しいかなと思います。

○市橋委員 ちょっと考えられたら考えてください。

○上山事業調整担当課長 御意見としてお預かりして検討していきたいと思っております。

それでは、すみません、時間が大分迫っております、最後の武蔵野の森総合スポーツプラザについての御意見に移りたいと思っております。

御意見、御質問のある方は、挙手をお願いいたします。

それでは、まず車いす席の配置の状況から御説明いたします。

○岩田委員 7ページをご覧ください。もうなれてきたと思うのですけれども、赤く塗っている部分が車いすスペースと同伴者席、それからピンクに塗ってあるところを区画席としたいと考えております。ちょっと小さかったのでわかりませんでしたけれども、前のほうに紫で塗ってある部分が付加アメニティ席という形です。これは両側の席が取り外せるようなタイプです。

次が8ページです。南側も同じような配置になっています。

あと、9ページ、10ページですね。4階の四隅にピンク色で塗ってありますこちらも区画席です。区画席については移動もそんなに困難ではないだろうということで、上の階にも設けております。

以上です。

○上山事業調整担当課長 説明は以上ですが、よろしいでしょうか。

では、川内委員、お願いします。

○川内委員 川内です。

これは車いすバスケットに使うのですよね。選手の更衣室からユニフォームに着替えるというのもあるのですけれども、多分多くの選手は宿舎からユニフォームで行くのだろうという感じがしているのですけれども、どこかで競技用の車いすに乗りかえるのです。競技用

の車いすというのは御存じのように非常に幅の大きなものでして、数はかなり少ないのですけれども、競技中にトイレに行かなくてはいけないというようなことが起こるのです。ですから、選手エリアのトイレは可能な限りドア幅を広くしていただきたいということと、段差に極めて弱いので、これはある意味新築ではありますけれども、既存の改造みたいなところになっていくんだと思うんですね。スロープ板をかければいいという話ではないぐらいに競技用の車いすは段差に弱いので、そのあたりはかなり気をつけて段差解消していただきたい。あるいは、敷居の段差が5mmを超すとかなりきつい感じがしてくるので、そのあたりも選手が行くエリアには細心の注意を払ってやっていただきたいということをお願いします。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

では、菊地委員、お願いします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

授乳室と救護室の配置ですが、8ページと7ページについては明確に表示してあるのですが、4階の9ページ、10ページについての表示はしっかりしたものがないのですが、これはどこかを充てる予定だということだと思うので、また口頭による説明をお願いします。

○齊藤建築技術担当 齊藤です。説明いたします。

3階は、おわかりのとおり、7ページ、8ページで、図面の左側の中が緑色、枠線が紫色になっているところが救護室とか授乳室に使える部屋として改造する部分でございます。また、4階についてはスペースがないので、今のところそういったものをつくるスペースはございません。ただ、1階のほう、図面で言いますと5ページをご覧くださいませでしょうか。5ページの図面の左上のほうで中を緑色、外側の枠線を紫色で塗ってあるスペースがおわかりいただけますでしょうか。こちらも同様に救護室や授乳室に使える部屋として改修いたします。ですので、観客の方が使う想定救護室は、こちらの1階と、先ほどの3階と、合計3カ所となっております。

○菊地委員 わかりました。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

6時になっておりますが、まだ御発言のない方で御意見のある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

では、木下委員、お願いします。

○木下委員 障害者スポーツ協会の木下です。発言していないのは多分私だけだと思いますので。

新設のところと同様に、例えば東京体育館ですと卓球協会さんとか、武蔵野の森ですと車いすバスケットボールさん、試合会場となる競技団体に既に御説明とか御意見をいただいているのかもしれませんが、また必要に応じてその都度御説明いただいて、追加で御意見とかをいただければと思っています。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

武蔵野の森のスポーツ施設について、ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、以上で意見交換は終了させていただきたいと思います。

本日、4施設につきまして皆様から多数の御意見をいただきましたが、時間内に上げられなかった御意見がもしありましたら、いつものとおり事務局にメールでいただければと思います。期限が短くて恐れ入りますが、6月2日の金曜日を目安にお送りいただければと思います。

○萱場委員長 以上で本日の議事は終了となりますが、先生方、本日も長時間にわたりまして御協力いただき、ありがとうございました。

各施設につきまして貴重な御意見を賜ったところですが、特に複数の先生方から共通して出た意見が大きく3つあったかと思っています。

1点目でございますが、多くの先生方から、既施設なので限界があることはわかっているというお話を頂戴いたしました。その上で、ガイドラインが全うできないところはどこなのか、それはどういう理由なのかを示してもらいたい、本当にできないのか、どうすればよいのかという意見がそれでは出しにくいというようなお話をいただいたところでございます。本日は資料が間に合いませんでしたが、それを示すことはできますよね。

○岩田委員 はい、検討します。

○萱場委員長 その説明を欠いた話は、語弊があるけれども、よいところだけの説明とってしまうという御指摘を耳が痛い御指摘と踏まえまして、調整させていただきたいと思っています。これが1点でございます。

2点目でございますが、今回はテーマが既施設でございました。アクセシビリティ・ガイドラインは、よく言われますように、大会時にこの水準までに至らしめるというライ

ンでございます。ですから、新設の場合は、多くの場合、恒設の部分でなるべくその水準に至らしめようという対応をしてみましたが、既設は恒設の段階でそこまでできない部分が多々ございます。とすると、次は「仮設」。仮設でできなければ「運用」という段階になっていきます。今般、多くの先生から、仮設ないしは運用、ソフトの部分が見えにくいと一概に判断がしにくい、あるいは仮設、運用の部分の情報を必要とするというような御意見を賜りました。組織委員会と調整いたしまして、なるべく先生方の御指摘にかなうようにしていきたいと思っております。これが2点目でございます。

3点目、これらも踏まえまして現地視察をというようなお声が上がりました。こちらについても調整を預からせていただければと思っております。

以上3点、今般、複数の先生からいただいた御意見として我々事務局は預からせていただきたいと思っております。

それでは、これで本日のアクセシビリティ・ワークショップを終了いたしたいと存じます。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

午後6時00分閉会